# 第12回士別市農業委員会総会議事録

令和 4年 5月 27日

士別市農業委員会

# 第12回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 5 月 27 日 (金曜日)

午後 1時30分開会 午後 2時00分閉会

- 2. 開催場所 第2 广舎大会議室
- 3. 本日の会議事件

開会官告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1 報告第 1 号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について

日程第 2 報告第 2 号 士別市農業経営改善計画の認定について

日程第3 報告第3号 使用貸借契約の解約について

日程第 4 報告第 4 号 賃貸借契約の解約について

日程第 5 議案第1号 土地の現況証明書の交付について

日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

君

勝

日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

# 出席委員(19名)

上 野 浩 二 君 湯 浅 悦 子 君 1番 2番 昇 4番 松井 薫 君 5番 君 古川 8番 鈴 木 淳 一 君 9番 寺 崎 徳仁 君 11番 工 藤 修 一 君 京子 君 12番 出 崎 13番 本 間 一明 君 君 14番 柳 眞由美 沼 舘 初 男 君 15番 梅津宣保君 17番 18番 19番 佐久間 弘 美 君 鈴 木 茂 樹 君 20番 辺 亨 君 21番 村上幸博君 渡

25番

小野寺 悦 子 君

27番 保科隆志君

栗

本

#### 出席説明員(4名)

22番

 事務局長
 林
 秀
 忠
 君

 主
 査
 小
 林
 泉
 君

主 事 古 閑 俊 祐 君

事務員 佐々木 澪君

# 4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

#### ●議長(保科隆志君)

第12回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は19名であります。 定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、23番 栗本勝委員、25番 小野寺悦子委員を指名いた します。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長(林 秀忠君) ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてでありますが「森野委員」「山下委員」「木下委員」「中山委員」 「遠藤委員」「中澤委員」「鈴木庄一郎委員」「新田委員」から欠席の届出がありました。 次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、

朗読を省略いたします。

●議長(保科隆志君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容 の説明をいたします。

**〇事務局(佐々木澪君)** 農業経営基盤強化促進法第 21 条の規定により、嘱託登記を完了した ので報告いたします。

番号1番、権利者、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、義務者、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  3件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。
- ●議長(保科隆志君) 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について 事務局より内容の説明をいたします。
- **〇事務局(佐々木澪君)** 農業経営基盤強化促進法第 12 条第4項の規定に基づき、農業経営改善
  善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外1件の新規認定、4件の変更認定、1件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、先月比 1件減の 448件 となっております。 以上で報告を終わります。 ●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。
- ●議長(保科隆志君) 次に日程第3、報告第3号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。
- ○事務局(佐々木澪君) 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。 番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外1件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。 以上で報告を終わります。
- ●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。
- ●議長(保科隆志君) 次に、日程第4、報告第4号 賃貸借契約の解約について、事務局より 内容の説明をいたします。
- **○事務局(古閑俊祐君)** 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、借人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  3件より解約の通知がありました。以上で報告を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

- ●議長(保科隆志君) 次に、日程第5、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局 より内容の説明をいたします。
- **〇事務局(小林 泉君)** 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外9筆、地目、公簿、田・畑、現況、原野、面積 あわせて 47,588 ㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●、所在、武徳町46線東、地番、●●●、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積299㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本来、転用案件でありますが、士別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、中士別町5線東、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積367㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号4番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、下士別町44線東、地番、●●●
●、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積1,243㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号5番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、東2条15丁目、地番、●●●●、地目、公簿、田、現況、宅地、面積358㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

なお、現地確認につきましては、番号 1 番は 5 月 9 日に、番号 2 番~4 番は 5 月 10 日に、番号 5 番は 5 月 13 日に、いずれも各担当地区農業委員 3 名又は 4 名により実施をしています。

以上で報告を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに ご異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

- ●議長(保科隆志君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
- ●議長(保科隆志君) 次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。
- **〇事務局(佐々木澪君)** 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可 の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号 2 番、渡人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、受人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、所在、朝日町南朝日、地番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  18 筆、地目、田・畑、面積 44,979.44 ㎡、契約の内容は売買であり、買い受け手けて経営規模の拡大を図るためものであります。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町32·33·36·38·39·40線東、下 士別町44·45線東、武徳町40·41·42·44·45·46線東、地番、●●●●外159筆、地目、田・ 畑、面積1,588,159㎡、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営基盤の安定を図るもの であります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可 要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長(保科隆志君) 次に、日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局(古閑俊祐君) 説明の前に、議案に変更がありますので訂正をお願いします。番号 21 番について削除お願いします。

農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

"番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町( $45\cdot46$ 線東)、地番、●●
●外 6 筆、地目、田・畑、面積 48,697 ㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、
理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46線東)、地番、●●●●外7 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積30,944㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 6 番、渡人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、受人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、所在、武徳町(45 線東)、地番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  外 1 筆、地目、田、面積 40,199  $m^2$ 、対価、反当り、田 $\bullet \bullet \bullet$  円で $\bullet \bullet$  円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(44線東)、地番、●●●●外1筆、地目、田・畑、面積42,998 ㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(4線東)、地番、●●●● 外1筆、地目、畑、面積1,987.26 ㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、 換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 10 番、渡人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、受人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、所在、中士別町 (6 線東)、地番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$  、地目、宅地、面積 1,581.66 ㎡、対価、反当りで $\bullet \bullet$  円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 11 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6·7 線西)、地番、●●●
●外 7 筆、地目、田・畑、面積 36,442 ㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、
理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 12 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6 線西)、地番、●●●●

外 4 筆、地目、田、面積 24,870 ㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、 換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 13 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(18 線南)、地番、●●● ●、地目、田、面積 7,348 ㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地 区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 14 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(36 線西)、地番、●●●● 外 16 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 151,322.73 ㎡、対価、反当り、田●●円、畑●● 円、用悪水路●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 15 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(33·34 線西、34 線東)、地番、 ●●●●外 28 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 371,630 ㎡、対価、反当り、田●●円、 畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 17 番、渡人、 $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$ 、受人、 $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$ 、所在、朝日町中央、地番、 $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$ 外 1 筆、地目、田、面積 44, 260 ㎡、対価、反当り、田 $\oplus \oplus$ 円で $\oplus \oplus$ 円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 18 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(29 線南)、地番、●●●
●外 2 筆、地目、田、面積 19,800 ㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、 近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 19 番、渡人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、受人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、所在、朝日町登和里、地番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  16 筆、地目、田・畑、面積 49,675.52 ㎡、対価、反当り、田 $\bullet \bullet$  円、畑 $\bullet \bullet$  円で $\bullet \bullet$  円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑、面積 63,396 ㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外 7 筆、地目、田・畑、面積 48,805 ㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 23 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町 (45 線西)、地番、●●● ●外 4 筆、地目、田・畑、面積 28,899.75 ㎡、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●● 円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 24 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(46·47 線東)、地番、●●●
●外 24 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 126,712 ㎡、賃貸料、反当り、田●●円、畑●
●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 25 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(45 線東)、地番、●●●●

外 1 筆、地目、田、面積 50,939 ㎡、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 26 番、貸人、 $\bigcirc$ ●●●、借人、 $\bigcirc$ ●●●、所在、川西町、地番、 $\bigcirc$ ●●●外 3 筆、地目、畑、面積 45,442  $^{\text{n}}$ 、賃貸料、反当り、畑●●円で $\bigcirc$ ●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 29 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(6 線東)、地番、●●●●外 15 筆、地目、田・畑、面積 100,688 ㎡、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 30 番、貸人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、借人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、所在、中士別町(6 線東)、地番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  外 8 筆、地目、田・畑、面積 54,099  $m^2$ 、賃貸料、反当り、田 $\bullet \bullet$  円、畑 $\bullet \bullet$  円で $\bullet \bullet$  円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 33 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(33·35·36·37 線西)、地番、 ●●●●外 50 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 288,062 ㎡、賃貸料、使用貸借のため無 償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 34 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(35·36·37 線西)、地番、● ●●●外 46 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 212, 495. 79 ㎡、賃貸料、使用貸借のため無 償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 35 番、貸人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、借人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、所在、多寄町(36 線西)、地番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、地目、田、面積 463 ㎡、賃貸料、反当り、田 $\bullet \bullet$  円で $\bullet \bullet$  円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 37 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 25,046 ㎡、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号38番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、東3条18丁目、地番、●●●●外

1 筆、地目、田、面積 19,949 ㎡、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 39 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南町東 4 区、地番、●●●●外 8 筆、地目、畑、面積 45,083 ㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 41 番、貸人、 $\bigcirc$  ● ● ●、借人、 $\bigcirc$  ● ● ●、所在、西士別町、地番、 $\bigcirc$  ● ● ● 外 9 筆、地目、畑、面積 14,635 ㎡、賃貸料、反当り、畑 ● 円で ● ● 円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 44 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(17·18 線南)、地番、●● ●外 8 筆、地目、田、面積 73,478.04 ㎡、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 45 番、貸人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、借人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、所在、朝日町茂志利、地番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  1 筆、地目、畑、面積 23,300 ㎡、賃貸料、反当り、畑 $\bullet \bullet$  円で $\bullet \bullet$  円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、45 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長(保科隆志君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(保科隆志君) ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ●議長(保科隆志君) ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
- ●議長(保科隆志君) 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 12 回総会は、これをもちまして閉会いたします。 (午後 2 時 00 分 閉会)